

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新陳若しくは給水を止め、断食し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県鶴見警察署

TEL:045-504-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新傷若しくは創水をやめ、断絶し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は断絶後復元が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより害及させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年8月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県神奈川警察署

TEL:045-441-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断乳し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県戸部警察署

TEL:045-324-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある行為を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断絶し、その健康及び安全を損傷することが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより害及させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県加賀町警察署

TEL:045-641-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁

各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁

各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の**拘禁刑**または
500万円以下の**罰金**
●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の**拘禁刑**または
100万円以下の**罰金**

●動物の保護及び管理に関する法律

第42条 愛護動物を不当に殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2 愛護動物をけがし、またはその身体に障害を与えるおそれのある暴行を行ひ、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、飼育若しくは給水をやめ、暴行をし、その健康及び安全を危害することがある場合には、拘束し、又は飼育者の責務を適正に充たない状態であつて愛護動物を飼養し若しくは保管することによる危害を防止すること、自己の飼養、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は養育した者の適切な管理を行なひながら、若しくは養育した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することによる他の飼養者に対する、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

神奈川県横浜水上警察署

TEL:045-212-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある行為を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断絶し、その健康及び安全を損傷することが困難な場合に拘束し、又は無愛護状態が著しく矯正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより害及させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年8月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県南警察署

TEL:045-742-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある行為を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新傷若しくは創水をやめ、断絶し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県港南警察署

TEL:045-842-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新陳若しくは給水を止め、断食し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県保土ヶ谷警察署

TEL:045-335-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁

各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断乳し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県磯子警察署

TEL:045-761-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

**その瞬間
あなたは
犯罪者になる**

●動物の保護及び管理に関する法律

第42条 愛護動物を5万円以上に罰した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に處する。

第2 愛護動物をけがし、またはその身体に障害が生ずるおそれのある暴行を犯し、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、飼育若しくは給水をやめ、暴行をし、その健康及び安全を危害することに関する罪状に拘束し、又は愛護動物を虐待し（痛しむ）正しくない状態で愛護動物を飼養し若しくは飼育することその他畜養すること、自己の飼養し、又は飼育する愛護動物であつて疾病にかかり、又はけがをしたものの適切な治療を行ふために、若しくは飼養した施設又は管理の愛護動物の死体を放置した施設であつて自己の飼養するものにおいて飼養し、又は飼育することその他畜養する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

第3 愛護動物を遺棄する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

環境省 警察庁



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁

各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断乳し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県緑警察署

TEL:045-932-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新傷若しくは創水をやめ、断絶し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県青葉警察署

TEL:045-972-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第46条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりにその身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、痛傷若しくは給水を止め、酷使し、その健康及び安全を確保することが困難な場面に拘束し、又は無業他家が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより苦痛をさせること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の車輦した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

神奈川県都筑警察署

TEL:045-949-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新傷若しくは創水をやめ、驅使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養者が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより苦痛をさせること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適当な保護を行わないこと、罰せつ物の車輻した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県戸塚警察署

TEL:045-862-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新獣若しくは新水をやめ、断絶し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せつ物の乗組した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年8月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県警察署

TEL:045-894-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

動物の遺棄・虐待は

**その瞬間
あなたは
犯罪者になる**

●動物の保護及び管理に関する法律

第42条 愛護動物を5万円以上に罰し、又は逮捕した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に處する。

第2 愛護動物を1つにふたに、その身体に損傷が生ずるおそれのある暴行を行ひ、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、飼育若しくは給水をやめ、暴行をし、その健康及び安全を危害することに関する罪は、前条に拘束され、又は愛護動物を害し（滅亡を企てた）状態であつて愛護動物を飼養し若しくは保管することによる責務をふたに、自己の利益、又は保護する愛護動物であつて疾病にかかり、又は怪我したものの適切な保護を行ふために、前条の罪を除いた施設又は他の愛護動物の死傷が原因となつた施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することとの罰の割合に處する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

第3 愛護動物を盗取する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

環境省 警察庁



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に好し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある行為を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、新陳代謝若しくは給水を止め、断食し、その健康及び安全を妨げることが困難な場合に拘束し、又は飼育管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、罰せざるの事象した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年8月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

神奈川県瀬谷警察署

TEL:045-366-0110

横浜市 各区役所 生活衛生課

横浜市動物愛護センター
TEL:045-471-2111



各区役所 生活衛生課
連絡先（横浜市 HP）